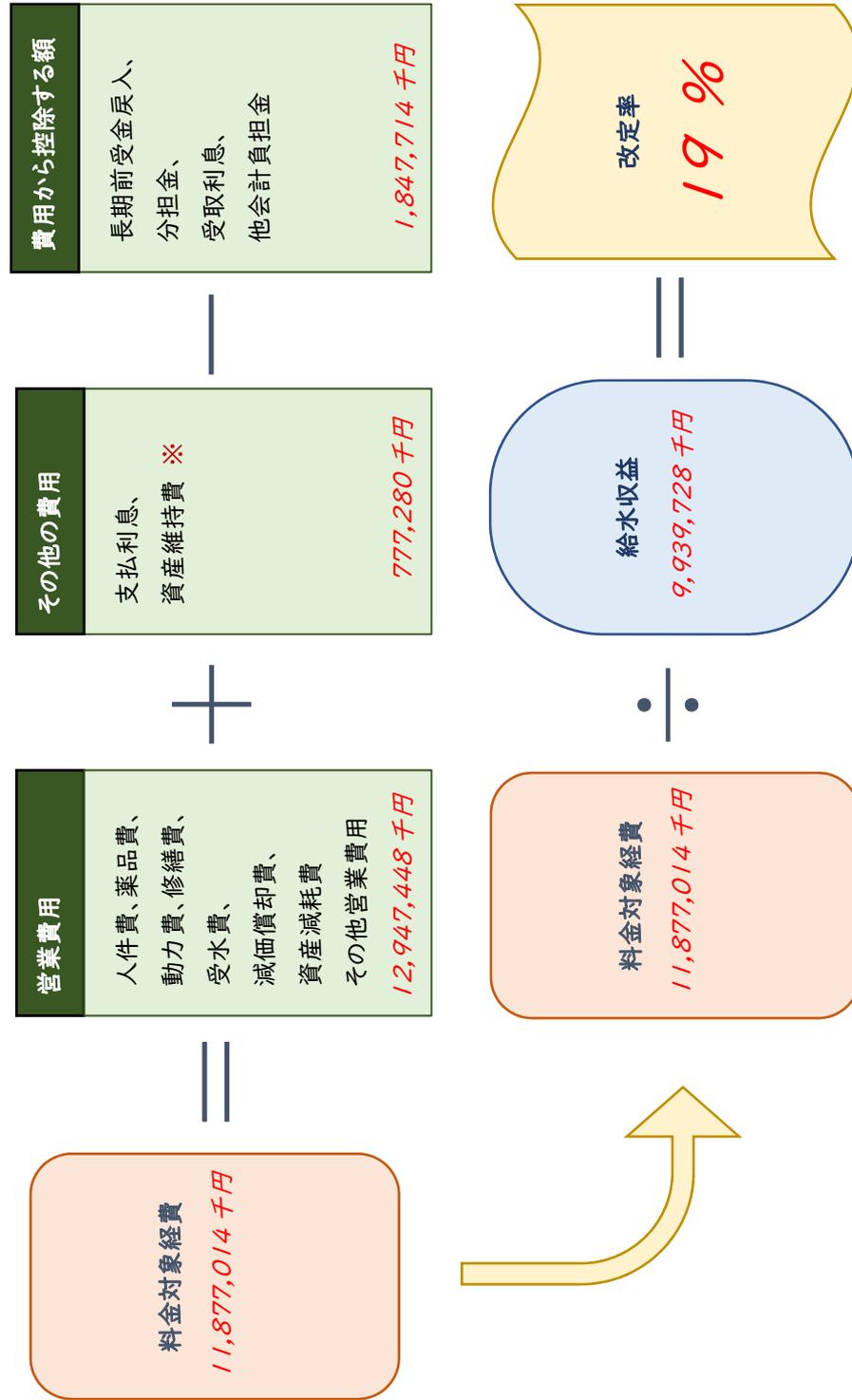


議案第76号

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 改定率19%の算定根拠

水道法施行規則第12条において、料金は「算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について、次の方法により計算した額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものと規定されています。この算定方法を総括原価方式と言います。(金額は令和5年度から令和7年度までの見込額です)



※ 資産維持費とは、物価上昇による減価償却費の不足などに対応するため、原価への算入が認められている金額です。  
上下水道事業審議会において、将来の水道施設の更新に必要な財源を留保するために算入するべきであるとされました。